老人保健施設エスポアール遙重要事項説明書

1.施設の概要

(1)施設の名称等

・施設名	医療法人　久仁会 老人保健施設エスポアール遙
・開設年月日	1997 年 10 月 9 日
・所在地	明石市魚住町清水 2183
・電話番号	078-944-3377
・FAX 番号	078-943-4841
・事業所番号	２８５２０８００５６
・理事長・開設者	西大條　公一
・施設長	西大條　公一

(2)関連施設

・明石同仁病院（外来・訪問リハビリ・通所リハビリテーション）
・明石同仁病院療養病棟（3F・4F）
・通所リハビリテーション(2F)
・元氣村遙居宅介護支援センター
・訪問看護ステーション遙
・介護付有料老人ホーム　はるかの郷

2.基本理念と基本方針

・基本理念

Psychologic Safety(心のやすらぎ)を基本理念とし、その立場を自己におきかえて支援する。

・目的

当施設は、入所者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに居宅における生活への復帰や他の施設への転所を目指した介護保険サービスを提供します。

当施設は、施設サービス提供にあたっては、入所者の要介護状態区分及び入所者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

・基本方針

患者・利用者第一主義を基本とし、全職員が協調・連携して医療サービス及び介護サービスの向上を目指す。

3.施設の職員体制

職種	常勤換算人数	職種	常勤換算人数
管理者	1	理学療法士	1
施設長	1	作業療法士	1
薬剤師	1	言語聴覚士	0.5
看護職員	5	介護士	12
介護支援専門員	1	管理栄養士	1
支援相談員	1	事務員	2

（従事者の職務内容）

当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

（1） 管理者は、介護老人保健施設に携わる従事者の統括管理、指導を行なう。

（2） 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行なう。

（3） 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行ない、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行なう。

（4） 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の利用者の施設サービス計画に基づく看護を行なう。

（5） 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行なうとともに、入所者の意向を聞いて、レクレーションやクラブ活動の計画を立案し実施する。

（6） 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村や地域包括支援センターとの連携を図る。

（7） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師や看護師と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行なう。

（8） 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行なう。

（9） 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行なう。

(10) 事務員は、事務の処理を行なう。

4. 施設の概要

（1）構造等

敷　　地		3723.47 ㎡
建　物	構　　造	鉄筋コンクリート6階建て
	延 べ 床 面 積	2899.66 ㎡
	利 用 定 員	50 名

（2）病室

病室の種類	室　数	合計面積（一人あたりの面積）	備　考
一 人 部 屋	2	33 ㎡（16.5 ㎡）	ナースコールを設置
四 人 部 屋	12	398 ㎡（8.2 ㎡）	ナースコールを設置

（3）主な設備

設　備	室　数	面積（一人あたりの面積）	備　考
食　堂	1	160 ㎡（3.2 ㎡）	
機能訓練室	1	104 ㎡（2.0 ㎡）	
浴　室	3	142 ㎡	特別浴槽 2 台設置
談　話　室	1	45 ㎡	
診察室	1	9 ㎡	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ﾙｰﾑ	1	47 ㎡	
洗面所	14	各居室に 1 箇所	
便所	14	各居室に 1 箇所	ナースコールを設置

5.非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

(1) 非常災害に備えて、消防計画、災害に対処するための計画（BCP）を作成し、非常災害時の関係機関へ通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するため研修を行います。

(2) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

(3) 耐震設備、防災設備、屋上にヘリポート

(4) 年 2 回の防災訓練

6.施設利用にあたっての留意事項

(1) 来訪・面会

面会時間は 8:00～20:00 を厳守し、来所の時は詰所で面会票に所定の事項を記入して下さい。

(2) 外泊・外出

外泊や外出の際には、詰所に届けを出して下さい。外出時のトラブルや事故には責任を負いません。

(3) 認知症患者の外出

当施設には認知症専門棟がありませんが、人権擁護の立場から各階に施錠せず施設内であれば自由に行動して戴くことで、生活のリズムや幅を確保できることを治療方針としています。認知症の方等の無断外出による事故に対しては最大限の注意をしていますが、人権擁護と安全性の確保とは相容れない場合があります。従って、当施設では施設外の事故等の責任を持ちかねますのでご理解とご協力をお願いします。

(4) 居室･設備･器具

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(5) 禁煙・禁酒

喫煙、飲酒はできません。

(6) 迷惑行為等

騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむやみに他の療養室に立ち入らないようにして下さい。

(7) 現金（貴重品）・所持品

現金の持ち込みはできません。所持品は個人管理でお願いします。

(8) 宗教・政治活動

施設内で他の入所者への宗教や政治活動はご遠慮願います。

(9) 動物の飼育

施設内へのペットの持ち込み、飼育はお断りいたします。

(10) 他診療機関受診

入所中の基本的な医療管理は当施設で行います。他の医療機関の受診を希望される場合には、事前にご相談下さい。

(11) 緊急時及び事故発生時の対応

当施設は入所者に対し医師の医学的判断により対診が必要と認めた場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。当施設は入所者に対し当施設における医療の対応が困難な状態または専門的医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介致します。

※入所者の認知症、骨折、麻痺等で施設内、特にベッド周囲や車椅子による転倒事故が発生しており当施設も防止に努めていますが、転倒は避けられない場合がありますのでご理解をお願いします。

(12) 虐待防止のための措置に関する事項

・施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

②虐待の防止のための指針を整備する。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(13) 身体拘束

厚生労働省の通達で身体拘束は特別な場合を除いて禁止されています。ベッドよりの転落、車椅子からの滑り落ち、または転倒等の事故が予測される場合、家族の許可を戴き拘束を行なう場合があります。

(14) 急変時の対応

病状の急変等、当施設で対応できない場合関連病院にお願いしておりますが、入所前にかかりつけの病院があればお知らせ下さい。

また、施設入所中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は入所者及び家族代表者が指定する者に対し連絡します。

(15) 薬物の整理

入所時に多くの方が薬を持参されますが、施設内処方薬が制定していますので薬の変更があります。また、睡眠薬や鎮痛剤等は長期服用すれば副作用が発生する恐れもあり、病状に応じて最小限度の投薬とさせて頂きます。

7.協力医療機関

明石同仁病院　(078-942-0305)
医療法人社団　明石医療センター　(078-936-1101)
特定医療法人社団　順心会　順心病院　(079-437-3555)
安藤歯科医院　(078-949-0560)

８.施設サービスの概要

(1) 食　事

・入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。

・入所者の身体状況に配慮した口腔ケアを実施します。

・できるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。

食事時間…朝食▸　8：00～　昼食▸　12：00～　夕食▸　18：00～

(2) 排　泄

・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

(3) 入　浴

・週２回。但し、状況に応じて清拭となる場合があります。

・寝たきり等の方は、器械を用いての入浴も可能です。

(4) 離床着替え

・寝たきり防止のためできる限り離床できるように介助します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われる援助します。

(5) 機能訓練

・入所者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

(6) 健康管理

・医師による定期回診により健康管理に努めます。

・緊急等必要な場合には協力機関に引き継ぎます。

(7) 相談援助

・当施設では入所者及びご家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

(8) 行　事

・行事を通じて、季節感を感じたり地域との関わりをもつことで社会性を保つように努めます。

(9) クラブ活動

・集団レクレーションから個別に対応したクラブ活動を選択し地域ボランティアとのかかわりを持ち生活の広がりを得る。

(10) 苦情等申立先

・相談窓口(連絡先)　窓口担当者：施設の受付を窓口として支援相談員があたります。

ご利用時間：9:00～17:30
ご利用方法：電話 078-944-3377 または 078-942-0305(代)
FAX078-943-4841
ご意見箱もご利用下さい。

・第三者の相談窓口

①明石市　高齢者総合支援室
電話　078-918-5091　FAX　078-919-4060
②兵庫県国民健康保険団体連合会
電話 078-332-5617　FAX078-332-5650

（11）人権、プライバシーの相談

・相談窓口　：　支援相談員があたります。

・第三者の相談窓口

神戸地方法務局　明石支所
電話　078-912-5511　（人権擁護委員がいます）

９．利用料等

（1）法定給付

◇介護報酬の告示上の額

1　単位数表により算出した単位数×介護職員処遇改善加算Ⅲ（×1.054（R8.6.1～×1.069 に変更））×地域加算（10.27）の 1 割または 2 割、若しくは 3 割

2　特定治療については医療保険の「診療報酬点数表に算定される点数×10 円」の 1 割または 2 割、若しくは 3 割

＊1 日あたりの施設サービス費

要介護度	多　床　室			従来型個室		
	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
1	943 円	1,886 円	2,829 円	853 円	1,705 円	2,558 円
2	1,025 円	2,050 円	3,075 円	934 円	1,867 円	2,801 円
3	1,097 円	2,194 円	3,291 円	1,005 円	2,009 円	3,014 円
4	1,160 円	2,319 円	3,479 円	1,066 円	2,132 円	3,198 円
5	1,217 円	2,434 円	3,651 円	1,126 円	2,251 円	3,377 円

＊加算内容

加算等内容　1日（回）の費用	1割	2割	3割
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）：在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計が70以上等の要件を満たす場合。	55円	109円	164円
サービス提供体制加算（Ⅰ）：介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が80%以上	23円	45円	68円
初期加算Ⅰ：空床情報を共有した地域の医療機関からの入所（入所から30日間）	64円	128円	191円
初期加算Ⅱ：Ⅰ以外の入所（入所から30日間）	32円	64円	96円
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）：入所日から3月以内の間集中的にリハビリを行い、月1回以上ADL評価。その評価結果等を厚生労働省に提出。	276円	551円	826円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）：該当する認知症入所者の退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、計画を作成しリハビリを行う場合。	256円	512円	768円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）：（Ⅰ）以外の該当する認知症入所者にリハビリを行う場合。	128円	255円	382円
リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅱ）：医師、理学療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画書を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリの質を管理している場合。	35円/月	70円/月	105円/月
入退所前連携加算（Ⅰ）：入所前後に入所者の自宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の 作成及び診療方針の決定を行った場合。	640円	1,280円	1,920円
入退所前連携加算（Ⅱ）：上記項目の決定にあたり、退所後の生活に係る支援計画を作成した場合。	427円	844円	1,279円
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）：入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合。	480円	960円	1,439円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）：（Ⅰ）に加え生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に関わる支援計画を策定した場合。	512円	1,023円	1,535円
再入所時栄養連携加算：退所後に病院又は診療所に入院したのち、再度入所する際、管理栄養士が病院又は診療所の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合。	213円	425円	638円

試行的退所時指導加算：1 カ月以上入所され、居宅に退所見込みのある入所者がお試しで退所し、入所者と家族等のいずれにも退所後の療養上の指導を行う場合。	427 円	853 円	1,279 円
退所時情報提供加算（Ⅰ）：居宅へ退所する入所者の、退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴、認知機能等を示す情報を提供した場合。	533 円	1,066 円	1,599 円
退所時情報提供加算（Ⅱ）：病院へ退所する入所者の診療情報、心身の状況、生活歴、認知機能等を示す情報を提供した場合。	266 円	532 円	798 円
訪問看護指示加算：施設医師が訪問看護に対し指示書を交付した場合	320 円	639 円	958 円
協力医療機関連携加算（1）：協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。	106 円/月	212 円/月	318 円/月
栄養マネジメント強化加算：低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で計画を作成。リスクの低い入所者も変化を把握し早期対応を行う。また厚生労働省に栄養状態情報を提出し必要な情報を活用した場合。	12 円	23 円	34 円
経口移行加算：経管により食事を摂取する方に経口移行計画を作成し、経口による食事摂取を進めるための栄養管理・支援を行った場合。	30 円	60 円	90 円
経口維持加算（Ⅰ）：摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して、多職種共同で栄養管理をするための食事の観察・会議等を行い、経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合。	427 円/月	844 円/月	1,279 円/月
経口維持加算（Ⅱ）：入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察･会議等 に医師､歯科医師､歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	106 円/月	212 円/月	318 円/月
療養食加算（1 食）：入所者の病状等に応じて、疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、療養食を提供した場合。	7 円	13 円	22 円
安全対策体制加算：外部研修を受けた担当者の配置と、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時に 1 回）。	21 円	41 円	62 円

自立支援推進加算：医師が入所時・6 月に 1 回 医学的評価を行い、多職種共同で作成した支援計画に基づきケアを実施、評価結果等のデータ提出とフィードバックを活用した場合。	320 円/月	639 円/月	958 円/月
緊急時治療管理：病状が重篤になった際に緊急的な医療管理を行った場合 （月 1 回、3 日限度）。	553 円	1,105 円	1,658 円
所定疾患施設療養費（Ⅰ）：肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪時、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（上限 7 日間/月）。	255 円	510 円	764 円
所定疾患施設療養費（Ⅱ）：感染症対策に関する研修を受講した医師が（Ⅰ）を行った場合（上限 10 日間/月）。	512 円	1,021 円	1,532 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）： 褥瘡予防の為、定期的評価とケア計画の作成・実施、その評価結果データ提出とフィードバックを活用した場合。	3 円/月	6 円/月	9 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）：上記Ⅰの要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合。	14 円/月	27 円/月	40 円/月
排せつ支援加算（Ⅰ）：排泄に介護を要する入所者ごとに軽減の見込みについて評価し、3 ヶ月に 1 回計画の見直し評価をする場合。	11 円/月	21 円/月	31 円/月
排せつ支援加算（Ⅱ）：（Ⅰ）に加えて排尿・排便のいずれかが改善、かついずれも悪化がない、またはおむつ使用有から無に改善した場合。	16 円/月	31 円/月	47 円/月
排せつ支援加算（Ⅲ）：（Ⅰ）に加えて排尿・排便の一方が改善し、いずれも悪化がない、加えておむつ使用有から使用無に改善した場合。	21 円/月	41 円/月	62 円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）：利用者ごとの ADL、口腔機能、栄養状態、認知症の状況・その他の利用者の心身の状況等に関する基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合。	43 円/月	85 円/月	127 円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）：科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加え、疾病の状況や服薬等の情報を データ提出しフィードバックを活用した場合。	64 円/月	128 円/月	191 円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：見守り機器等のテクノロジーを一つ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。	11 円/月	21 円/月	31 円/月

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）：第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。	11 円/月	21 円/月	31 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。	6 円/月	11 円/月	16 円/月
新興感染症等施設療養費：入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。（1 月に 1 回、5 日を限度）	256 円	512 円	768 円
ターミナルケア加算 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	76 円	152 円	228 円
ターミナルケア加算死亡日以前 4 日以上 30 日以下	171 円	341 円	512 円
ターミナルケア加算　死亡日以前 2 日又は 3 日	971 円	1,941 円	2,912 円
ターミナルケア加算　死亡日	2,028 円	4,055 円	6,082 円

＊外泊時の費用

外泊時費用	居宅における外泊をした場合、前記の施設サービス費に代えて算定（外泊の初日と最終日以外 1 ヶ月 6 日を限度）	1 割	2 割	3 割
		387 円	773 円	1,159 円
	当施設により在宅サービスを提供した場合（前記の外泊時費用に代えて算定）。	854 円	1,707 円	2,561 円

※上記金額に、利用日数（回数）を乗じた金額が負担して頂く利用料となりますが、介護給付費は月単位で算出されるため、日額に日数を乗じた金額と異なる差額が生じる場合があります。

◇入所時居住費･食費自己負担額　　／日

利用者負担		居住費		食費	
第4段階	従来型個室	1,728 円		1,670 円	
	多床室	437 円			
第 3 段階②	従来型個室	～R8.7.31	R8.8.1～	～R8.7.31	R8.8.1～
		1,370 円	1,470 円	1,360 円	1,420 円
	多床室	430 円			

<table>
<tr><td rowspan="2">第 3 段階①</td><td>従来型個室</td><td>1,370</td><td>～R8.7.31</td><td>R8.8.1～</td></tr>
<tr><td>多床室</td><td>430</td><td>650 円</td><td>680 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 2 段階</td><td>従来型個室</td><td>550</td><td colspan="2" rowspan="2">390 円</td></tr>
<tr><td>多床室</td><td>430</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 1 段階</td><td>従来型個室</td><td>550</td><td colspan="2" rowspan="2">300 円</td></tr>
<tr><td>多床室</td><td>0</td></tr>
</table>

(2)法定外給付

・特別な室料（個室）1 日　5,000 円（税別）

・クラブ活動費（非課税）

生花　1 回 500 円、クッキング　1 回 500 円、書道　1 回 200 円、

喫茶　1 回 200 円

・おやつ代　　1 日　　77 円（税別）

・テレビ利用料金　1 日　　96 円（税別）

注：上記については、利用者の選定により利用した場合の料金

・電気代　　1 日 1 器具につき 50 円（税別）（持込の電気毛布、電気アンカ等）

・予防接種（インフルエンザ、肺炎球菌などのワクチン接種）　自費

※詳しくは詰所にお問い合わせ下さい。

・死後処置料　　10,000 円（税別）

・死亡診断書料　　10,000 円（税別）

・寝巻き　　4,000 円（税別）

(3)支払方法等

① 月末締めで請求書は翌月 10 日に作成しますので、25 日まで(退所の時は退所日)に受付窓口にて現金及び受付に設置のカード端末機（クレジットカード）でお支払い下さい。また退所日が日曜・祝祭日の場合は後日連絡しますので窓口にてお支払いください。

② 請求書は紛失されるおそれがありますので療養室にはお届けしません。基本的には郵送も致しません。

1 階受付に置いておりますので入所費用のお問い合わせ等は 1 階受付でお願いします。

③ 利用料を 2 か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、7 日以内に支払われない場合は入所利用を解除・終了することがありますので、ご注意下さい。

④ 入所者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、いったん、利用料を全額自己負担し、施設側はサービス 提供証明書を発行します。